

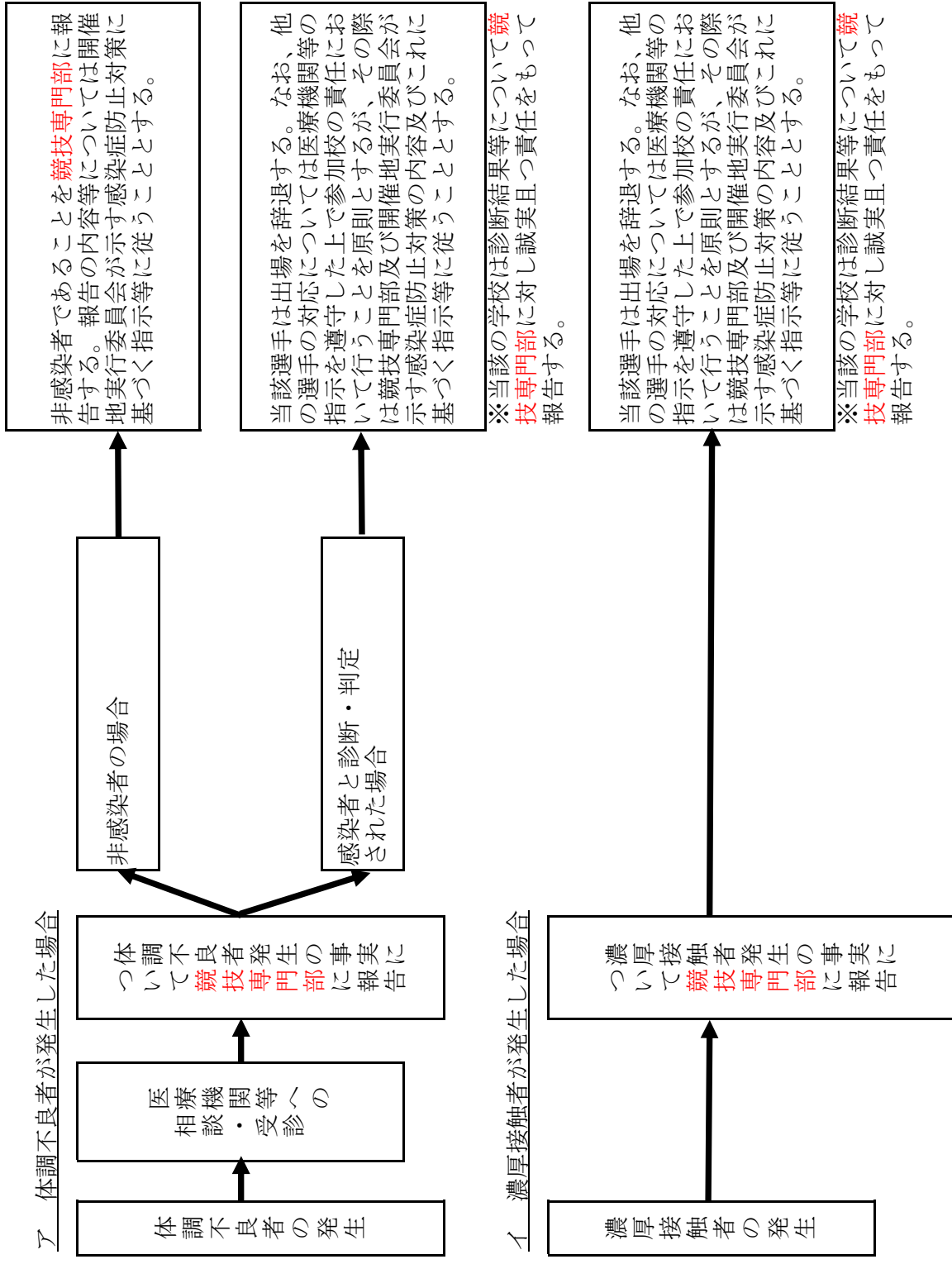
# 全国高等学校総合体育大会実施時における 新型コロナウイルス感染症拡大防止に関する基本方針【第3版】 変更点一覧

ページ	現行	変更点
5	(6)大会参加者は、競技参加前2週間及び競技期間中に感染者または濃厚接触者と診断された場合は、開催地実行委員会に対しその事実について速やかに報告し、医療機関及び実行委員会の指示に従うこと。	(6)大会参加者は、競技参加前2週間及び競技期間中に感染者または濃厚接触者と診断された場合は、 <b>競技参加前2週間は競技専門部、競技期間中は開催地実行委員会</b> に対しその事実について速やかに報告し、医療機関及び実行委員会の指示に従うこと。
10	4 感染者等が発生した場合の基本的な対応について <u>(1)競技開始前2週間の間に体調不良者及び濃厚接触者が発生した場合</u>  報告先(5箇所)を変更。	4 感染者等が発生した場合の基本的な対応について <u>(1)競技開始前2週間の間に体調不良者及び濃厚接触者が発生した場合</u>  <b>報告先(5箇所)を競技専門部と変更。</b> <b>※資料①参照</b>
12	(4) 補足事項 ④競技大会前2週間において感染者が発生した場合 →直ちに開催市町実行委員会に対してその旨を報告する。	(4) 補足事項 ④競技大会前2週間において感染者が発生した場合 →直ちに <b>競技専門部</b> に対してその旨を報告する。
18	様式3 ◎報告経路 【参加校⇒実行委員会⇒全国競技専門部 ⇒全国高体連】	様式3 ◎報告経路 【参加校⇒全国競技専門部⇒ ⇒ <b>実行委員会・全国競技専門部</b> ⇒全国高体連】
新規	様式5の作成	<b>様式5</b> <b>令和 年全国高等学校総合体育大会新型コロナ感染症感染者療養等の解除後及び濃厚接触者待機期間後の出場申請書</b>  <b>※資料②を参照</b>
追加	VIIその他 主な参考資料	<b>※資料③を追加</b>

#### 4 感染者等が発生した場合の基本的な対応について

#### 資料①

##### (1) 競技開始前2週間の間に体調不良者及び濃厚接触者が発生した場合



【競技期間中】 資料②  
 令和 年 全国高等学校総合体育大会  
 新型コロナウイルス感染症感染者療養等の解除後及び濃厚接触者待機期間後の出場申請書

◎申請書提出先 参加校⇒全国競技専門部  
 ◎報告経路 【全国競技専門部⇒実行委員会・全国競技専門部⇒全国高体連】

競技名					
開催地	都道府県		市町		
該当校	都道府県		高等学校		
申請日	月 日 ( )				
	延べ出場申請者数 ( )名 (団体戦、個人戦両方に参加するものは、2とする)				
感染者 報告数 ( )名	内 訳	団体戦全員 ( )名	感染者 出場申請者数 ( )名	内 訳	団体戦全員 ( )名
		団体戦の一部 ( )名			団体戦の一部 ( )名
		個人戦 ( )名			個人戦 ( )名
濃厚接触者 報告数 ( )名	内 訳	団体戦全員 ( )名	濃厚接触者 出場申請者数 ( )名	内 訳	団体戦全員 ( )名
		団体戦の一部 ( )名			団体戦の一部 ( )名
		個人戦 ( )名			個人戦 ( )名
			濃厚接触者 参加の要件 【 】に該当○		( ) (1) 待機期間 7日間 ( ) (2) 待機期間 5日間 4日目検査陰性【 】 5日目検査陰性【 】
備考					
申請者	該当参加基準に○ ( ) 感染後、医療機関等の判断で療養等が解除されました。 よって出場の申請をいたします。 ( ) 濃厚接触者待機期間中発症なく、待機を解除されました。 よって出場の申請をいたします。 <p style="text-align: center;">高等学校学校長 <span style="float: right;">印</span></p>				
確認者	以上、新型コロナウイルス感染症感染者療養等の解除後及び濃厚接触者待機期間後の出場申請 について確認しました。 全国高等学校体育連盟 <span style="float: right;">専門部 部長</span>				

## 資料③

- 基本的対処方針に基づくイベントの開催制限、施設の使用制限等に係る留意事項について」

令和4年5月10日  
内閣官房新型コロナウイルス等感染症対策推進室長

- 水際対策強化に係る新たな措置について（一部の国・地域からの入国者に対する入国時検査の免除等）

令和4年5月20日  
外務省

- 新型コロナウイルスに関する Q&A

令和4年5月13日時点版  
厚生労働省

- B.1.1.529 系統（オミクロン株）が主流である間の当該株の特徴を踏まえた感染者の発生場所毎の濃厚接触者の特定及び行動制限並びに積極的疫学調査の実施について

令和4年3月16日  
令和4年3月18日一部改正  
厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部